

第1章

人権施策推進指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に対し、正しい知識を持ち、それぞれの人権を尊重することが求められています。

本市では、昭和51年7月に「われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現する」として人権擁護モデル都市宣言をしました。

また、平成15年9月、全国で4番目に「子どもの権利に関する条例」を制定しました。平成17年に「男女共同参画推進条例」、令和元年に「犯罪被害者等支援条例」、令和3年に「再犯防止推進計画」等、本市に必要と考えられる条例及び計画を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

しかし社会には依然として、人命を奪う可能性がある虐待やいじめ、性的マイノリティへの偏見や差別、スマートフォンの普及や様々なSNSの利用拡大によるインターネット上での誹謗中傷等、人権を脅かす事案が多数発生しています。

このような状況や「多治見市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取り組みを引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「多治見市人権施策推進指針」の第3次改定を行うものです。

2 基本理念

SDGsが目指す姿（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現）は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においてもSDGsの観点も踏まえ各種取り組みを推進していくことが必要です。

これまでの第2次指針では、共通認識を「誰ひとり取り残さない社会へ」、基本理念を「一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり」「差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり」「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり」として、人権施策を推進してきました。

今後も、これまでの基本的な考え方を受け継ぐとともに、「第8次多治見市総合計画」の、目指すまちの姿『市民が主役！躍動するまち 多治見』の実現に向けて、基本理念を以下のとおりとします。

『一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、

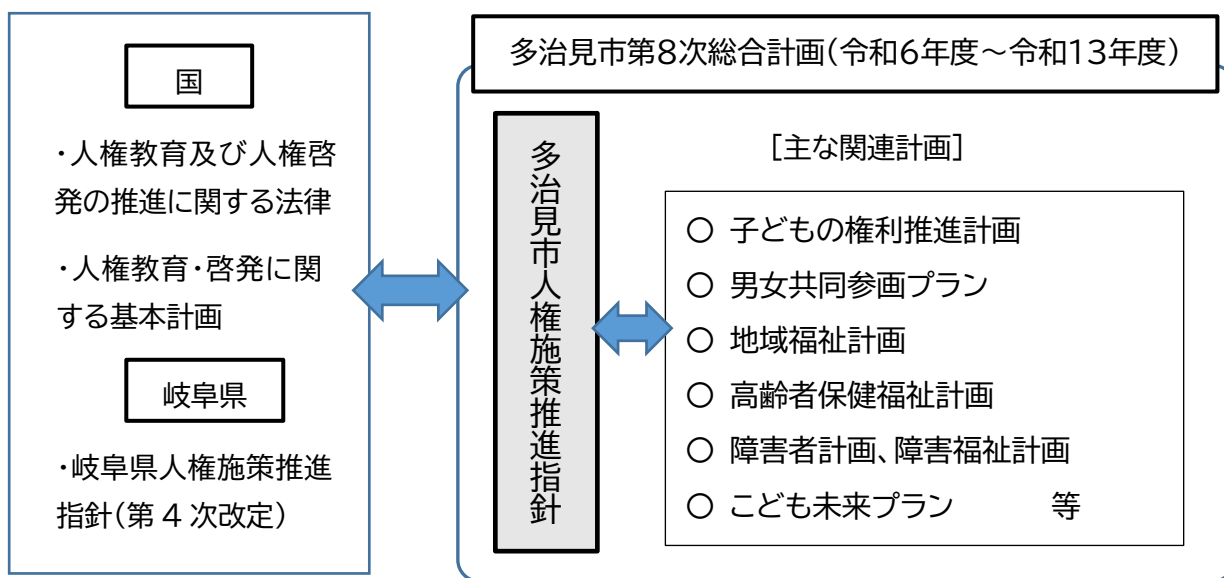
誰ひとり取り残さない社会を目指して』

3 指針の位置づけ

本計画は、上位計画である「第8次多治見市総合計画」を踏まえるとともに、各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。

国の人権教育・啓発に関する基本計画には、「人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取り組みにとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取り組みを着実に推進することとする。」と明記しています。

県は、令和5年3月、新型コロナウイルス感染症のまん延に起因する、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別、また様々な SNS によるインターネット上の誹謗中傷や性的指向・性自認を理由とする偏見や差別などの人権侵害に対応する「人権施策推進指針」の第4次改定を行いました。



4 指針の推進期間

第2次指針は、令和7年3月に終了となることから、本計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

